





相当幅広く見ておられますので、いやしかしも鑑賞といいましても、目の高い人、低い人と、いろいろありますから、いやしくも刀好きの人（刀の愛好家）が鑑賞の対象にする

○政府委員(中川清治君) 御質問が取  
締りの関係のようでありますから、私  
からお答え申し上げます。

うら、そういうものは四条で救済をする  
と、どういう扱いをすると理解して  
よろしいといふことになりますよ。う  
か。

○政府委員(中川董治君) 一条の趣旨  
を前提にする次第であります。  
た経路といふものは、一条の趣旨を達  
するために、光明をしないといふやう  
に理解をしていいかどうか。

一つの個所に人員を集中して機動力を増すと、こういう形をとつておるよう思われる。これが犯罪防止の上に一つのプラスになつてゐるかどうかといふと、地方へ参りますと、ことごとく路

定の上でとれるようにいたしておるの  
でありますので、そのどれにも該当し  
ないといふようなものは、これは骨董品  
として特に見る必要はないのではないか  
といふ。また、なお骨董品としても、今  
一度「許可」の方の第四条の方で、船広  
くいろいろと、こういう場合は許可可  
るというふうに認めておりますので、  
両方あわせて考えますと、大ていの、  
皆が家宝として持つておる刀は、全部  
いすれかに入るのではないかといふふ  
うに見ておるわけであります。

お説のよくなごとの筋になると私は思ふのであります。ところが、美術的価値といふのは、もちろん、文化財保護委員会の方が御説明になりましたように、美術的価値といふ言葉は相当広い概念として理解できる。それで火なわ式銃砲のみについて骨董をつけて、刀剣に骨董をつけていないのは、火なわ銃砲という性格にかんがみ、骨董的いうニュアンスが非常に強い場合がある。刀劍につきましては美術的価値で相当広く読めるということで、骨董的価値は特に書かなくても問題は解決が

○森八三一君 それから、二十三条の「刀剣類を発見し、」といふのです  
が、これは現行法で全部届出済になつ  
てゐるはずです。先刻、鈴木委員の御  
質問で、もらないはずだと、それを發  
見するものを今度救済すると、その發  
見した経路といふものは明確にされな  
ければならぬと思うのですが、そろい  
たしますると、旧法、改正前の法律に  
触れるという結果が生ずると、私は思  
うのですが、その發見といふことにつ  
いて、どの程度に取り扱われるのか。  
発見の経路といふものをずっと究明し  
ていけば、今まで届出を怠つておつた  
ということを私どもは必然になると想ひの

○西郷吉之助君 ちかくと今の森さん  
のに関連するのですが、愈のために私  
も聞いておきたいのですが、今のように  
に、先ほども御質問がありましたよう  
に、不法所持している刀剣や銃砲はな  
い建前ですけれども、どうもきょうの  
連合審査会でも、そういう趣旨がありま  
ましたが、まだ私がは、暴力団なん  
かが持っているのは、これは別ですか  
れども、善意の人で、届出をしないで  
持っている人がいるのではないかと思  
う、地方なんかに参りますと。それか  
ら、たとえば骨董屋なんかであつた物  
を買おうと思っても、届けてなければ  
ば、それを買え、やはり自分が不法  
所持になるので、非常にちゅうちょす  
る場合もあると思う。だから、こうい  
う新旧入れかえの際に、やはり今の御  
質問がありましたが、善意でまた届出  
を怠つていい人は、こういう機会に、  
なおかつ届出させるような指導、宣伝

所、巡査部長の派出所あるいは警部補の派出所あるいは駆除地の所、こういうものの人員が、中心に集中されて減ってきて、かえって僻地といいますか、僻地の警備というものは手薄になつておるようにもわれわれは感じられる。パトロールなんかが来ましても、大きな音を立ててパトロールが来るときだけ逃げてしまつて、いなくなればまた寄つてくる、こういつたような傾向が強いんじやないか。それでは地方の人々は、もつと駐在なり、あるいはそれぞれの派出所に、こういふもののは人員の強化というものを熱望しているよう考へられるんですが、長官もいらっしゃつておりますが、大きな立場で、防犯ということで、今のような方式だけで一体いけるかどうか、都市なんかそれでもいいかもしませぬ。百十番ですぐ連絡がつくかもしない。百十番で連絡のつかないようなら、駆除地はどうする。駐在へ行つたつて駆除地

委員会としては審査の対象にはならぬ  
という結果になるよう思うのですが、  
ね、火なわ銃には骨董的価値を認める  
が、刀剣類には骨董的価値を認めな  
い。四条で救済するといつても、それ  
は骨董的価値のあるものとして、主觀  
的に二つ並んであるべきである。

先ほど文部省の説明員の方も御説明になりましたように、四条後段と十四条と、両者併用することによりまして、不合理な運用にはならないとわれわれ思つてゐるのでございます。

○政府委員(中川董治君) 運用の根本方針といたしましては、第一条の危害予防上の趣旨からいきますので、発見して持ってきたものについて、だんだんやかましく経路を追及するということは、まあどうぞやみにやらない方が、この法律全体の趣旨に沿うと思って運用いたしたいと思っております。  
○森八三一君 そうしますると、新法の、改正法の二十二条で新しく届出をするものについては、その届出に至る

○政府委員(中川董治君) 御意見の通りに実施したいと思います。  
○加瀬完右 この取締法案に直接の問題ではありませんが、この一つの目的が、暴力団等の防止ということも大きな一つの目的として含んでいるわけでござりますので、その点について伺いたいんですが、このごろ、一部的かもしがませんが、警察行政を見ておりまますと、警察署中心主義といいますか、

在はおらぬ、今まで派出所へ行けば、何人かおつて、すぐ連絡がついたが、いつ電話をかけてもおらぬ。こういふことは、大犯罪に対する対策は立てるかもしませんけれども、われわれの生活を取り巻く小さい犯罪の防歯ということはさうなり、今よりも能率が落ちてしまふ。こういふ不平を聞くんです。この点どのようにお考えになつておられましょうか。

○政府委員(石井榮三君) 駐在所、派出所が警察組織の末端第一線組織と

○加瀬亮君 そうすると警察庁の方針としては、その駐在所とか派出所とか、いろいろ点を重点的に考えておるが、そういうふうに承わつたんですけれども、どうもそこに警察官がおつて、駐在所においても、そういうものの行けないところにだつて犯罪は起るわけで、どうもそこには派出所なりといふものが、今後機会あることに、実情に即するように改善をして参りたい、かようになります。

あつて、それがやはり保護してくれるといふことの方が非常な安心感を住民は持つのです。こういう点、警察署としてもつと全国的に、この問題といふものを検討してもらわなければならぬといふのじゃないかと思うのです。まあお答えはけつこうですが、そういう希望が住民に非常にありますので、どうぞその点一つお考えいただきたいと思います。

ている遺失物の中には、腐敗したくだもの、効用のなくなった野菜等がある。まして、現行法の運用としては、条理明文の規定を設けることが、かえって処理の適正を期するゆえんと考えられますので、この規定を設けることとしたのであります。

第四条中改正は、規定整理のため、現行法第十条第三項の内容をこの第四条に移したものであります。

第七条中改正は、現行法の趣旨とするところを明確にするために改めようとするものであります。

第八条第三項中改正は、一般的には法令の規定により私に所有所持することを禁じた物件であつても、彌鏡、刀剣等のことく、許可または登録により所持が認められるものについては、拾得者に権利を与えることが妥当と考えられますので、この改正規定を設けることとしたのであります。

第九条中改正規定は、次に申し述べますように、船車建築物等において現実に拾得した者に対し、拾得者としての権利を付与することにいたしたことによる改正であります。

次の第十条は、全文を改めるものであります。船車建築物等の占有者のため、これを管守する者が、その管守する場所において、他人の物件を拾得したときは、現行法の場合と同様に、当該船車建築物等の占有者に拾得者としての権利を与えるのが適当であると考えるのであります。管守者以外の第三者が、船車建築物等において他人の物件を拾得したときは、第一次的には、現実の拾得者に拾得者としての権

利を付与し、当該船車建築物等の占有者が拾得物に関する権利を取得する者は、現実の拾得者が拾得物に関する権利を放棄した場合と、その者が二十四時間内に管守者に物件を交付することを意った場合に限らざるものであるります。なお、この場合、現実の拾得者は当該船車建築物等の管守者に物件を交付し、この交付を受けた管守者はその占有者に差し出すべきことは、現行法と同様であります。

第十一条の改正規定は、右の船車建築物等の占有者のうち、拾得物を保管するに適すると認められる特定法人は、わざわざその物件を警察署長に差し出すこととしないこととし、届け出ることとのみによって、みずからこれを保管し、これに伴う必要な処理を行うべきこととしたのであります。すなわち、かくすることが、むだを省き物件の損傷を少くするゆえんと考えるのですが、右の法人の指定に当つては、当該船車建築物等における拾得物の保管設備の状況等を十分勘案して、実状に即して逐次実施することあります。この改正規定の趣旨に沿うものであります。

第十二条中改正規定は、犯罪者の置き去つたものと認める物件について

は、現行法のもとでは、当該犯罪の公訴権消滅後さらに一年の期間を経過しなければ、拾得者に権利が移らないの

であります。これは適当であります。

第十三条中改正規定は、右の第十条

ノ一の規定を設けたことに伴う改正であります。

第十四条中改正規定において「六箇月」を「二箇月」に改める趣旨は、所有権を取得した者が所有権取得後一ヶ月内にすでに七二%強、二カ月内には九〇%弱引き取っている実情でありますので、この実情に即して処理を迅速に行い、物件の活用をはかるとするものであります。

第十五条の改正規定は、麻薬等のよ

うな法令の規定により私に所有を持することを禁じた物件については、その

所有権が國に帰属する旨の規定を設けるとともに、第十一条ノ二の規定を設けたことに伴う改正したものであり、第

十六条の改正規定は、細目については政令その他の命令にゆだねようとするものであります。

法律案第二条においては、水難救助法の一部を改正しようとするものであ

りますが、同法に定める漂流物または沈没品については、制定当時から遺失

物とおおむね同様に規定されています

ので、遺失物に関して期間を短縮することと同趣旨により、同法第二十七条及び第三十条所定の期間を短縮しようとす

るものであります。ただし、沈没品のうちには、期間を短縮することが不適

切なのがありますので、沈没品中政

府令をもつて定めるものについては、現行法通り一ヵ年とするものであります。

第三条において民法の一部を改正し

ようとするのであります。国务院大臣から説明いたしました趣旨に基き、同

法第二百四十四条所定の「一年」を「六年」に改めようとするものであります。

第一回

第二回

第三回

第四回

第五回

第六回

第七回

第八回

第九回

第十回

第十一回

第十二回

第十三回

第十四回

第十五回

第十六回

第十七回

第十八回

第十九回

第二十回

第二十五回

所持を離れていない、従つて、遺失物ではない、こういう点を徹底して参りたいと思います。

○森八三一君 その場合に、管轄者のある官造物なり船車等において拾うといたいという場合はまれだらうと思うのです。ですから、おつしやつたように、拾得者がネコババしてしまうといふことは、実態としては少い。むしろ、僕の申し上げたような逆作用は、あるときには、所有者はおりません。それからそりいふときに、よく見きわめた上でやることですから、そこで正式に届け出る。何らそこに、行為としては形式上は不正な行為は存在しないのです。だから、むしろ拾得権を与えることによつて逆作用を誘発するという配を持つのですが、そろはお考えにならぬですか。

○政府委員(中川董治君) これは実は、 Prattホームで拾つた場合と、そこに入る前に拾つた場合と、違うのは不合理だ、不合理だと、各方面から言はれたものですから、直したのです。御注意の点は、拾得物の觀念をほんとうの觀念に整理いたすことを徹底して参りたいと思います。

○政府委員(中川董治君) 遺失物とは、所有者の所持の範囲から完全に離れたものをいうので、便所に行つてゐる間とか、食堂へ行つてゐる間は、所有の觀念から離れていない、こういう

觀念を明確に徹底いたしたいと思います。

○森八三一君 そうすると、徹底するということであつても、現実の現われてくる行動としては、その瞬間に所有者ははないのですね。拾つたといつて、すぐこれを車掌なりその他に届け出るというのではない。この所有者はございませんかといふことで、その付近における一般の公衆に表示をして、だれも所有者はありませんということを確認して届け出るのですから、そういう趣旨を徹底するといつても、徹底の範囲外において行われる行動である。

それによつて報酬をもらひ、その報酬を目当てに届け出をするという行為が、駅だと船車の場合には、かえつて誘発されるじゃないか。今まで、そういうものを拾つても、ございませんかといふことで聞くし、また見ておる人もあるのですから、ネコババするという危険はむしろ少かつた。改正の方が非常に強く感ずるのであります。

○政府委員(中川董治君) 御提示の例

は、 Prattホームで拾つた場合と、そこに入る前に拾つた場合と、違うのは不合理だ、不合理だと、各方面から言はれたものですから、直したのです。御注意の点は、拾得物の觀念をほんとうの觀念に整理いたすことを徹底して参りたいと思います。

○政府委員(中川董治君) 遺失物とは、所有者の所持の範囲から完全に離れたものをいうので、便所に行つてゐる間とか、食堂へ行つてゐる間は、所有の觀念から離れていない、こういう

O 鈴木謙君 条文に関係したことじやないのですがね、今回のこの改正は、相当大幅な改正だと思うのですが、この機会に、古いこういう昔の法律を、今の現代文に書き改めるというこ

とをお考へにならなかつたのですか。

○政府委員(中川董治君) ごもつとも

ですけれども、多年こうやって、こと

と民事関係の法令と非常に關係を持つておりまして、新憲法に基いて改正す

るときにもそれを考へたのですけれども、ずっと判例なんかで集積しておりまして、改正是なると、根本的に思

想なんかも變つてくる傾向があります

ので、この際、やむを得ず多年集積し

た文字を用いて、必要な文字だけ変え

た、こういう形をとつたので、ちょうど民法改正とか、刑法改正の場合に

とつたと同様な形をとつたわけです。

○鈴木謙君 これはいろいろ関連す

る、古い法令に関連するところがある

んですから、お話のようないくつか

あると思いますが、しかし、それが必

ずしも克服できないものじやないと思

います。これは、民法改正だつて、一

部改正があつて、新しい文章にもなつておられますし、用語とかそういうこと

については、あるいは昔のものがあつ

たとしても、これは今お話のよう

に不可能なことじやないと思ひます

ね。何か、調子からいって、明治三十

何年かにやつて、何べんも今日ま

で改正されておりませけれども、ほと

んど骨子は變つていないのです。今後

三十余年かにやつて、何べんも今日ま

で改正されておりませけれども、ほと

んど骨子は變つていないのです。今後

三十何年かにやつて、何べんも今日ま

で改正されておりませけれども、ほと

点については別に異議も論議もなしに行つてしまつたのか。

○政府委員(中川董治君) これは、こまかい論議ということではなしに、從来、形式といたしましては、御指摘の

ような方法で、遺失物法改正の付則で民法を改正するという形は、私は不適

当だと思うのです。ところが、この法律の形式は、遺失物にかかわり合はずる法律を遺失物の觀点から改正する。

第一条で遺失物法を改正する、第二条で水難救助法を改正する、第三条で民法を改正する、それから付則で覚せい剤取締法を改正するのは、全く機械的な改正である、こういうことでありますので、この形式は相当多く用いられますので、この形式は相手付則で覚せい剤取締法を改正するには、全く機械的な改正である、この意味において論議はなかつたのでござります。

○委員長(小林武治君) それでは、本案に対する質疑は、さらに次回に續行することといたします。  
本日は、これにて散会いたします。次回は十八日、火曜日午前十時より開会いたします。  
午後一時四十八分散会

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、たばこ小売業に対する事業税軽減等の請願(第五九〇号)(第六六六号)

一、町村の議会に事務局設置の請願(第五九五号)(第五九六号)(第六四六号)(第六五七号)(第六二七号)(第六四四号)(第六六四号)(第六六五号)

一、市制施行人口要件改正に関する請願(第六〇三号)

一、地方制度改革早期実現に関する請願

請願(第六二六号)

一、町村財政確立に関する請願(第六二八号)

一、新町村建設推進に関する請願(第六三三号)

一、新町村建設推進に関する請願(第六三三号)

第五九〇号 昭和三十三年一月三十日受理

第五九五号 昭和三十三年一月三十日受理

第六二七号 昭和三十三年二月三日受理

第六六五号 昭和三十三年二月六日受理

第六四三号 昭和三十三年二月四日受理

第六〇三号 昭和三十三年二月一日受理

第六四四号 昭和三十三年二月四日受理

第六六〇七号 昭和三十三年二月一日受理

第六六六号 昭和三十三年二月六日受理

第五九五号 昭和三十三年一月三十日一日受理

第六二七号 昭和三十三年二月三日一日受理

第六六五号 昭和三十三年二月六日一日受理

第六四三号 昭和三十三年二月四日一日受理

第六〇三号 昭和三十三年二月一日一日受理

第六四四号 昭和三十三年二月四日一日受理

第六六〇七号 昭和三十三年二月一日一日受理

第六六六号 昭和三十三年二月六日一日受理

町議会議長 渡辺重外  
請願者 宮崎県東臼杵郡北川村  
議會議長 太田豊吉外

紹介議員 加瀬 完君  
二十七名

紹介議員 平島 敏夫君  
二十七名

紹介議員 平島 敏夫君  
二十七名

紹介議員 加瀬 完君  
二十七名

紹介議員 松澤 靖介君  
二十名

請願者 宮崎県東臼杵郡北川村  
議會議長 太田豊吉外

紹介議員 平島 敏夫君  
二十七名

第六二六号 昭和三十三年二月三日 受理

地方制度改革早期実現に關する請願

請願者 東京都港区芝西久保巴

町全国町村会内 山本 力藏

紹介議員 森中 守義君

地方制度の抜本的改革に關しては、第一次地方制度調査会設置以来慎重にこれが検討を重ねてきたが、第四次地方制度調査会は、先頃遂に現行府県制度の改革を中心とした地方制度の根本的改革を決定し政府に答申するに至つた。政府、国会においては多年にわる地方制度調査会の研究の成果である答中の趣旨を尊重し、かつ本会のさきに提出した意見をも勘案し、すみやかに市町村優先の原則に基く地方制度の抜本的改革を断行して町村自治の伸展発達と地方住民の福祉増進とを圖られたいとの請願。

第六二八号 昭和三十三年二月三日 受理

請願者 東京都港区芝西久保巴

町全国町村会内 山本 力藏

紹介議員 森中 守義君

町村財政確立に関する請願  
請願者 東京都港区芝西久保巴  
町全国町村会内 山本 力藏

町村財政の確立を図るため、来年度予算において、(一)公債費処理対策として特別立法等の措置を講すべきであるが、財源措置等について著しく困難な場合はさしあり義務教育施設費等について利子の全額補給等を考慮すると共に、これらを中心として償還期限十箇年程度の延伸をかり当面公債負担の軽減を図ること、(二)地方交付税率は前国会以来の経過にかかるが、  
昭和三十三年二月十八日印刷

他の財源措置に先行して少くとも一、五パーセントの引上げを実施すること、

(三)住民税の第二、第三課税方式にかかる準率法定に伴う減収補てん及び義務教育施設等必要な行政水準の確保向上

のため、人口割配分によるたばこ消費税の増額を考慮すること、(四)国有提供施設等所在市町村助成交付金を少くとも十億円程度に増額すること、(五)公営企業金融公庫の機能拡充のため、政府出資金を二十億円程度に増額すること等の解決を図られたいとの請願。

第六二三号 昭和三十三年二月三日 受理

新町村建設推進に関する請願

請願者 東京都港区芝西久保巴

町全国町村会内 山本 力藏

紹介議員 森中 守義君

合併後の新町村の建設を推進せしめるため、昭和三十三年度予算編成にあたり、(一)町村行政水準を設定し、運営に必要な行政、財政上の措置を講ずること、(二)新町村建設計画事業が昭和三十四年度末までに遂行しうるよう計画事業費の三十九億円を下らなり、(三)町村行政水準を設定し、運営に必要な行政、財政上の措置を講ずること、(四)新市町村の施設整備費補助金を交付すること、(五)新市町村の施設整備費補助等の建設促進費を最

低三十八億円とすること、(六)小学校統合促進に要する三十三年度補助予算を最低四十三億円計上すること、(七)新市町村の区域の変更、電信電話局の統合、普通加入区域の拡張等を促進し、無電灯部

財政的基礎を強固にするため、国有林野払下げ価格の低廉化及び払下げ促進、公有林野の維持管理経費の長期、低

税の増額を考慮すること、(八)新農山開拓総合対策事業は、新町村建設計画事業と総合、元的に実施しうるよう機構上の調整措置を講すると共に補助予算を最低七十億円計上し実施対象地域とも十億円程度に増額すること、(九)公営企業金融公庫の機能拡充のため、政府出資金を二十億円程度に増額する

こと等の解決を図られたいとの請願。

第六二二号 昭和三十三年二月三日 受理

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

6 奄美群島における災害復旧事業について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して國がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合には、同法

同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

附則第一項中「昭和三十六年三月三十日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

第六二一号 昭和三十三年二月三日 受理

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案